ペットはマナーを守って飼いましょう

問い合わせ　環境整備課　☎52-5224

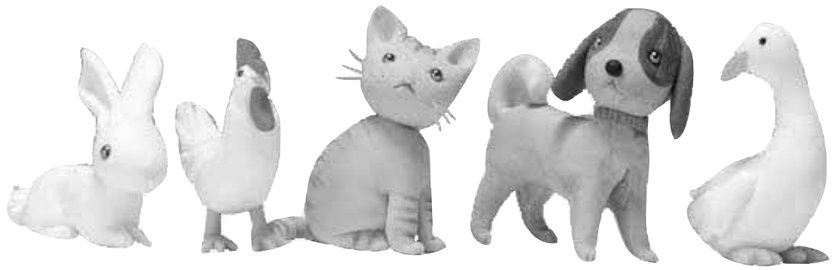

近年、ペットは生活に潤いを与え、気持ちに安らぎをもたらすことから、家族の一員として、心豊かな生活に欠かせない存在となっています。しかし一方で、一部の飼い主のマナーが十分でないため、周囲にさまざまな迷惑を与え、多くの苦情相談が寄せられています。必ずしも、すべての人が犬や猫に好感を持っているわけではありません。ペットと暮らすということは、周囲の人々と折り合っていくということでもあります。そのためには、飼い主のモラルとマナーが必要不可欠です。

犬や猫を飼っている方へ

○犬の放し飼いは人に恐怖感を与え、また、犬が交通事故に遭うこともあるので、昼夜を問わず、絶対にやめてください。また、散歩させるときや公園などでも、引き綱やリードで必ずつないでください。

○犬の鳴き声は、近隣住民への迷惑にもなります。無駄吠えの原因を理解し、犬舎を移動するなど、無駄吠えをさせないしつけに努めましょう。

○犬舎の周りを常に清潔に保ち、悪臭を発生させないように気をつけましょう。

○犬を散歩させるときには、スコップとビニール袋などを常に持参し、必ず飼い主がフンを持ち帰って始末しましょう。

○猫は、決まった場所でフンをする習性があります。自宅に専用のトイレを備え、屋内でのトイレのしつけに努めましょう。

○猫は一定の縄張りとなる空間が与えられれば、安心して生活できる習性があります。屋内であっても環境を整えることにより、ストレスのかからない快適な生活を送ることが可能です。交通事故などを避けるためにも、猫は屋内飼育に努めましょう。

○生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊・去勢手術など、繁殖制限のための措置を行いましょう。

のら犬・のら猫へのエサやり

エサを与えるのであれば、愛情と同じだけの責任が必要です。無責任なエサやりは、のら犬・のら猫を増やす原因となり、ごみステーションを荒らしたり、周囲にいたずらなどをして、周辺住民への迷惑となります。飼う意志がないのであれば、むやみにエサは与えないでください。

飼い犬・飼い猫の引き取り

動物を虐待（ぎゃくたい）したり捨てたりすると、法律で罰せられます。動物の習性などを正しく理解し、最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

万一、何らかの事情で飼えなくなった場合は、まず新しい飼い主を探しましょう。どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、次のとおり犬・猫の引き取りを行っています。

とき
第1・第3火曜日（祝日を除く）
9時～9時30分

ところ
市役所前（正面玄関）

引き取り手数料
○生後91日未満
1頭につき400円
○生後91日以上
1頭につき2、000円

必要なもの
印鑑、手数料

犬の登録と狂犬病予防注射

問い合わせ　環境整備課　☎52-5224
保健介護課　☎59-2140

狂犬病予防法により、生後91日以上になったら登録（登録手数料3、000円）が必要です。また、犬の死亡、飼い主の変更、飼い主や犬の所在地の変更など、飼い犬の登録事項に変更があった場合は届け出が必要で、毎年1回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせる必要があります。

まだ狂犬病予防注射を受けさせていない方は、市指定の獣医師のいる動物病院などで受け、注射済票交付の申請手続きを行ってください。（注射済票交付手数料550円）

※　動物病院で別途、注射料金が必要です。届け出は、環境整備課、または保健介護課へ。

市指定獣医師のいる動物病院

動物病院	所在地
大竹動物病院	大竹市油見3丁目16番9号
みどり動物病院	大竹市北栄4番16号
のざか動物病院	廿日市市宮島口西2丁目3番29号
メリー動物病院	廿日市市大野土井995番4
エナミ動物病院	廿日市市宮内978番5
むつみ動物病院	廿日市市宮内1067番2
松村動物病院	廿日市市宮内4317番5
廿日市動物病院	廿日市市串戸3丁目2番30号
鎌倉総合動物病院	廿日市市佐方本町4番24号
たむら動物病院	広島市佐伯区吉見園7番16号

鳥獣から農作物を守ろう No.2

問い合わせ　地域振興課　☎59-2130

前号に引き続き、県鳥獣被害対策スペシャリストである、井上雅央さんのお話をご紹介します。

【知ってからやる獣害対策】
（その2）
～原因はあなた自身の餌付け～

あなたの集落で年々被害がひどくなっていたら、それは、あなたの集落のみんなで、獣の餌付けを進めている以外に原因はありません。

集落総出で何キロも柵を設置したのに被害が止まらないとしたら、その柵が餌付けを進めてしまう設置方法や、管理方法になっているだけです。柵が出来れば動物は必ず柵に沿って歩きます。それを知らずに、人間の都合で道路など一カ所でも閉鎖出来ない箇所を作ってしまえば、柵の切れ目から獣は集落に入ることが出来ます。つまりその柵は、獣に対して平気で集落内の道路を歩くことを教え、彼らの餌場を広げるだけの餌付け柵に過ぎないのです。

餌付けされた動物は、遠い山ではなく集落内に潜みます。それを分からないまま、潜み場をなくす作業や追払いをやらずに、いきなり柵を設置してしまうので、いわゆるサファリパークを作るようなものです。

駆除する時も、箱わなに来ているイノシシの足跡サイズを確認せず、最初にウリ坊を獲ってしまえば、毎年5匹も子どもを産みながら自分は絶対に捕まらない親イノシシを捕獲出来ないどころか、逆に親イノシシを餌付けしていることになっているのです。